

岩田駅周辺都市施設整備基本計画

平成26年3月

光市

目 次

はじめに	1
第 1 章 基本計画の背景.....	3
1 岩田駅周辺地区整備基本方針の概要	
2 上位計画における岩田駅周辺地区の位置付け	
3 県の「コンパクトなまちづくりモデル事業」	
第 2 章 基本計画の考え方	7
1 趣旨・目的	
2 岩田駅周辺地区における都市施設の現状と課題	
第 3 章 都市施設の整備にあたっての基本的方向.....	16
1 都市基盤整備の必要性	
2 公共施設の再編・再配置の必要性	
3 都市施設の配置の考え方	
第 4 章 公共施設の整備.....	22
1 新たな公共施設の配置場所	
2 複合型施設について	
3 公営住宅について	
4 再編・再配置後の現在の施設の取扱い	
第 5 章 都市基盤の整備.....	29
1 道路の整備	
2 都市公園の整備	
第 6 章 整備スケジュール.....	33
1 整備時期の考え方	
2 概略スケジュール	
第 7 章 整備に要する財源.....	35
第 8 章 事業実施にあたっての取組課題.....	36
1 市民との協働による都市づくり	
2 民間のノウハウ・活力の導入	
3 県との連携による都市づくりの推進	
4 庁内体制の強化、充実	
資料編	37
1 岩田駅周辺都市施設整備市民懇話会設置要綱	
2 岩田駅周辺都市施設整備市民懇話会委員名簿	
3 岩田駅周辺都市施設整備市民懇話会会議開催経過	

はじめに

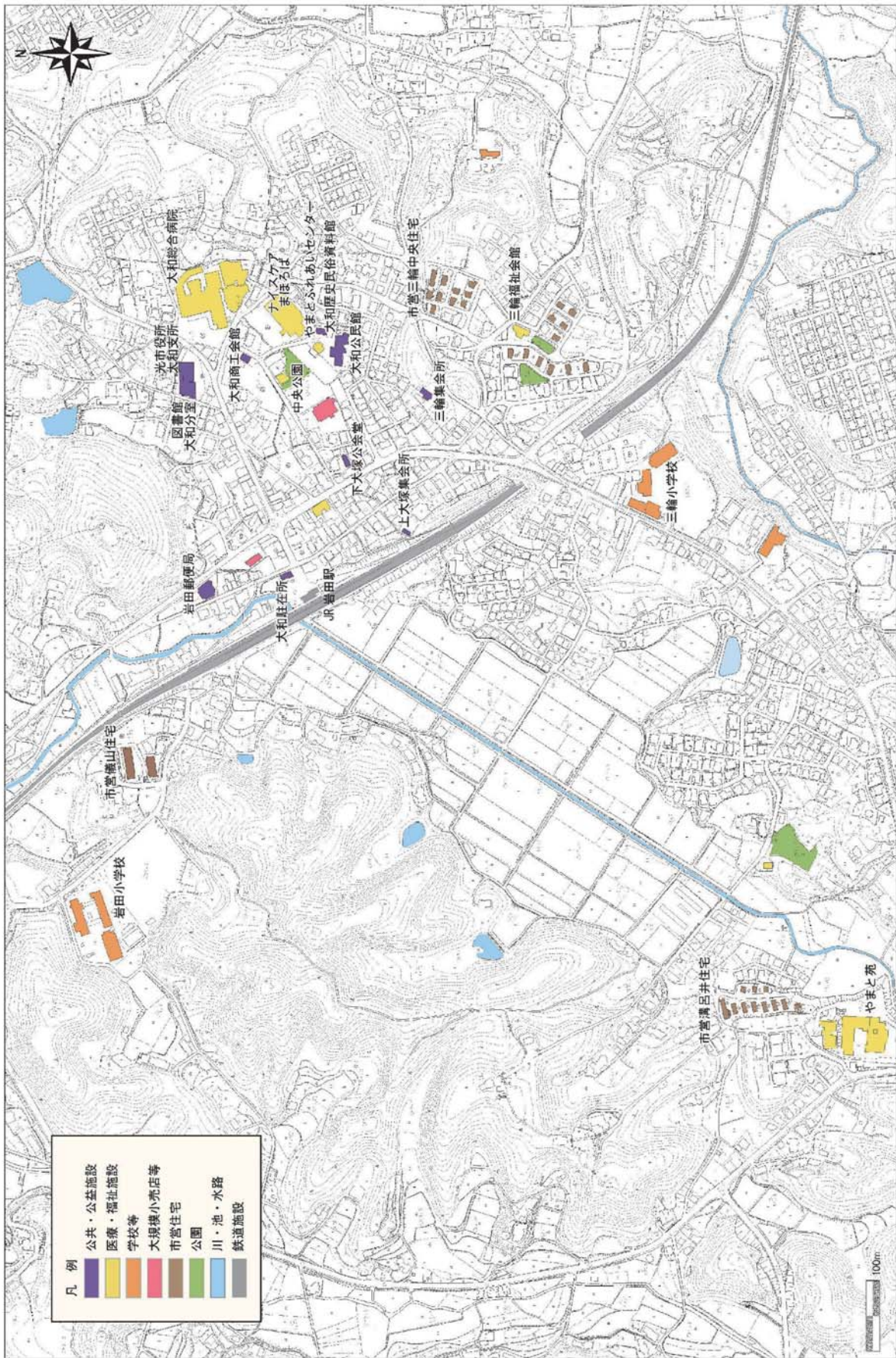
岩田駅周辺地区は、行政施設や医療・福祉施設、コミュニティ施設、交通・商業施設など、多様な都市機能がコンパクトに集積した地区であり、本市では、岩田駅周辺地区を都市拠点地区の一つに位置付けています。

しかしながら、少子高齢化の進行や景気の低迷に加え、交通結節機能の後退や空き店舗の増加などにより、地域活力の低下が懸念されています。

こうしたことから、平成23年度に、本地区の総合的な整備に関して、ハード・ソフトの両面からその方向性を示した「岩田駅周辺地区整備基本方針」を策定しました。この基本方針では、おおむね20年の間に取り組むべき施策の目標として、「和み」、「輝き」、「賑わい」をキーワードとする3つのまちづくりの目標を掲げ、22の施策・事業例を示しました。

今回の「岩田駅周辺都市施設整備基本計画」は、基本方針に基づく取組みとして、岩田駅周辺地区の都市づくりにおいて重要かつ根幹となる市役所大和支所や大和公民館などの公共施設と、道路や公園などの都市基盤といった都市施設について、今後の整備の考え方や方向性を示すもので、地元の商工会や市民団体の関係者等の市民で組織する「岩田駅周辺都市施設整備市民懇話会」などでの意見を踏まえ、取りまとめたものです。





J R岩田駅周辺の主な施設

基本計画の背景

1

岩田駅周辺地区整備基本方針の概要

(1) 対象期間

平成24年度を初年度とするおおむね20年間

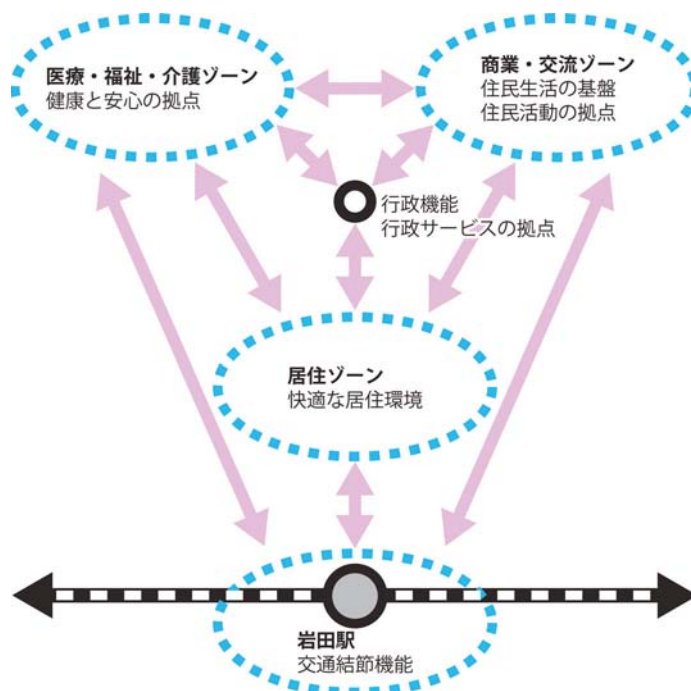
(2) 20年後を見据えた課題

岩田駅周辺地区における20年後を見据えてまちづくりの課題を取りまとめ、「人口の減少」、「高齢者の増加」、「商業の衰退」、「交通弱者への対応」、「公共施設や都市基盤等の老朽化」の5つに整理しました。

(3) 施策の基本的方向と施策の体系

20年後の岩田駅周辺地区を展望して、まちづくりの総合的な整備として、ハード面の整備に加え、住民の暮らしに直結するソフト施策の充実についても検討し、基本的な方向性を「誰もが安心して住み続けられる、快適で便利なまちづくり」としました。また、3つの施策の目標を掲げるとともに、その実現を目指し、22の施策・事業例を示しました。

(4) 将来構造イメージ



岩田駅周辺地区整備基本方針

○ 基本的な方向

誰もが安心して住み続けられる、快適で便利なまちづくり

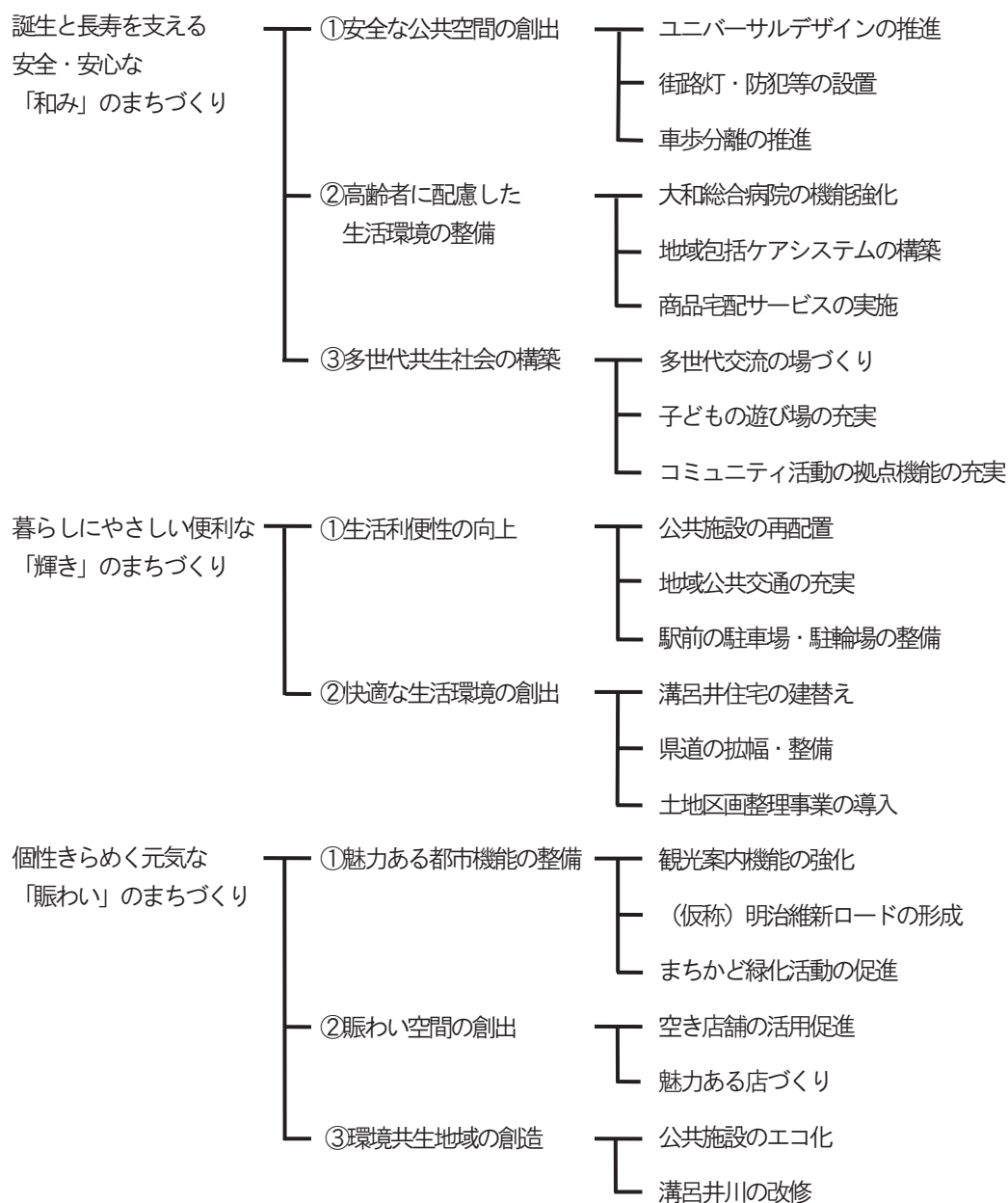
○ 施策の目標

目標1 誕生と長寿を支える安全・安心な「和み」のまちづくり

目標2 暮らしにやさしい便利な「輝き」のまちづくり

目標3 個性きらめく元気な「賑わい」のまちづくり

○ 施策の体系



本市が策定した各種の上位計画においては、岩田駅周辺地区の都市づくりについてそれぞれ位置付けられています。

(1) 総合計画基本構想

3つの都市拠点地区の一つに「岩田駅周辺地区」を位置付けています。

(2) 総合計画後期基本計画

特に優先して取り組む政策である「7つの未来創造プロジェクト」の一つに「コンパクトシティによる快適空間創造プロジェクト」を掲げ、本地区における生活機能の集約化や良好な住環境のあり方の検討を示しています。

(3) 都市計画マスタープラン

東部地域の都市づくりの方針として、宅地の利用増進や公共施設の再配置を念頭に、本地区において土地の有効利用に努めるとともに、生活に必要な機能の集積を図ることを示しています。

3

県の「コンパクトなまちづくりモデル事業」

山口県では、少子高齢化の進行に対応し、子育て世代や高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、3つのコンセプトにより、将来の県民の暮らしのモデルとなる先進的なコミュニティの形成を目指し、「コンパクトなまちづくりモデル事業」を平成25年度に創設しました。

平成24年度から本計画の策定事務を進めていた本地区は、この「モデル地区」の一つに選定されました。

山口県「コンパクトなまちづくりモデル事業」の概要

3つのコンセプト

- 地域コミュニティの形成
子育て世代・高齢者等様々な世代の交流 等
- 安全・快適な環境の創造
ユニバーサルデザイン、再生可能エネルギー、交通基盤 等
- 生活に必要な諸機能をコンパクトに集積
住宅・医療・福祉・商業等、公共サービス 等

モデル地区

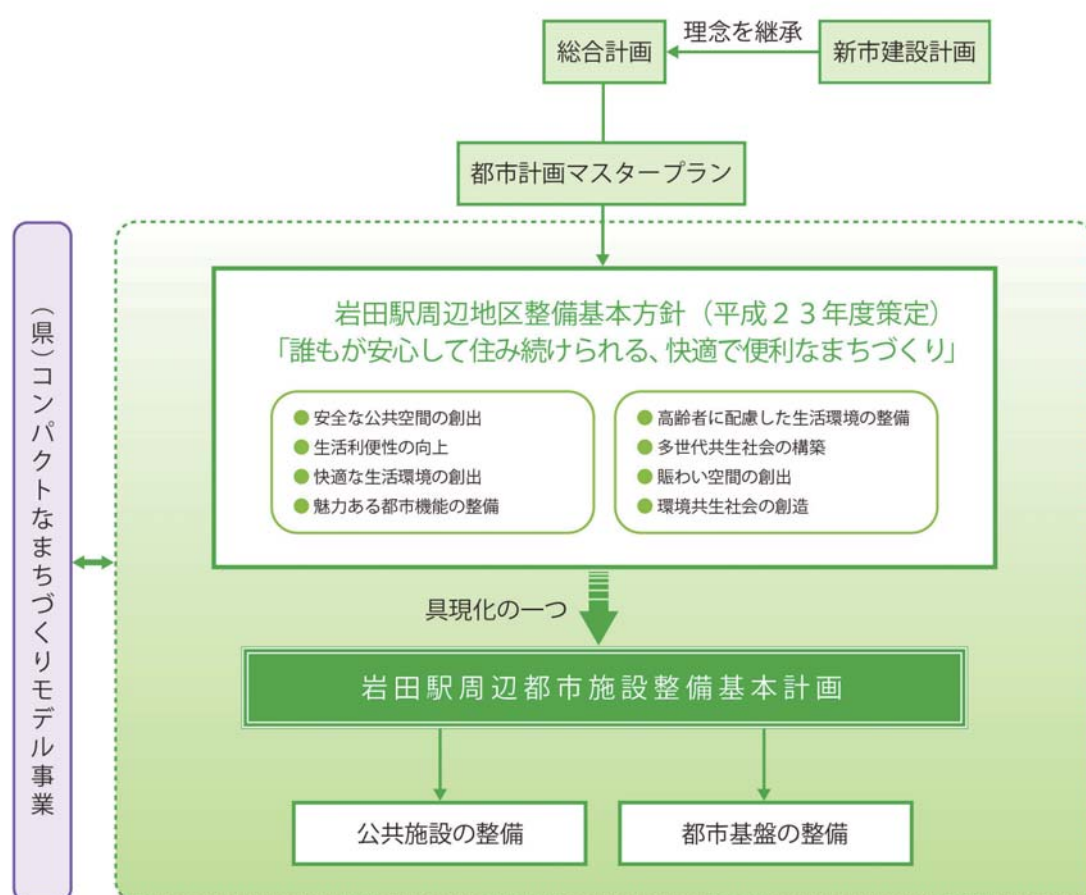
- | | | |
|----------|---------|-----------|
| ○ 柳井市 | 【柳井駅周辺】 | (集約拠点タイプ) |
| ○ 山陽小野田市 | 【厚狭駅周辺】 | (土地活用タイプ) |
| ○ 光市 | 【岩田駅周辺】 | (再構築タイプ) |

基本計画の考え方

1 趣旨・目的

「岩田駅周辺地区整備基本方針」では、おおむね20年後を見据えて「和み」、「輝き」、「賑わい」をキーワードとする3つのまちづくり方針と、これを具体化するための22の施策を示しています。

この基本計画では、22の施策のうち、本地区における都市づくりの重要な根幹となる市役所大和支所や大和公民館などの公共施設と、道路や公園などの都市基盤について、今後の整備の考え方や方向性を示すものです。



2

岩田駅周辺地区における都市施設の現状と課題

(1) 市街地（都市基盤等）

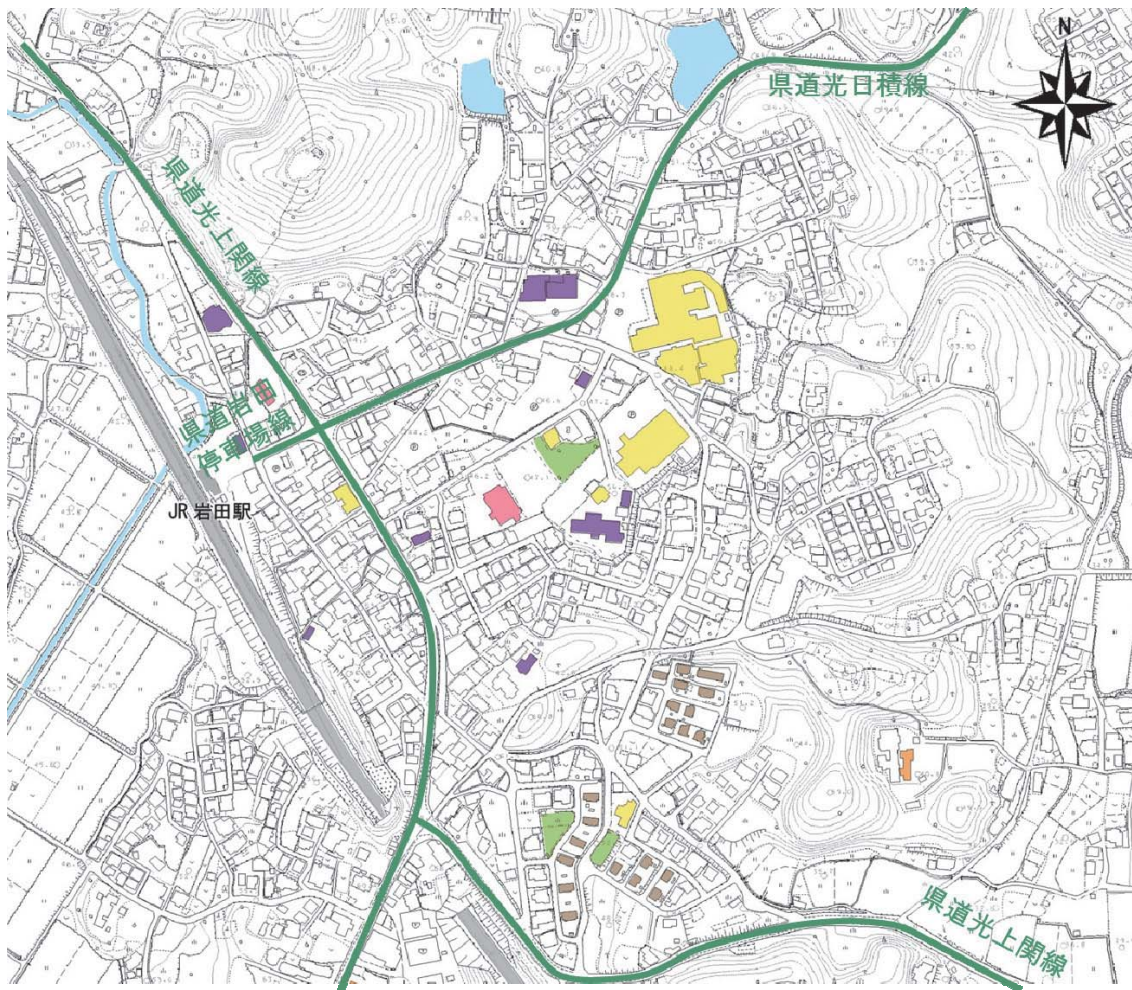
○ 交通安全面で問題がある道路

本地区の骨格を形成している県道は幅員が狭く、一部に歩道が設置されていない状況です。特にこれらの道路は、小・中学校の通学路として指定され、また、医療・福祉施設へのアクセス道となっていることから、今後、県道の拡幅とともに、歩道と車道の分離などの安全対策が急務となっています。

○ 高低差がある宅地と道路

本地区では、古くから県道沿いを中心に商店街を形成しており、店舗や兼用住宅等の建物が道路に近接しています。しかも、宅地と道路の高低差が大きいことから建物を嵩上げして道路へのアプローチを確保しているなど複雑な構造となっており、道路の拡幅整備に際しては、さまざまな制約や課題が生じるものと考えられます。





凡 例	
	公共・公益施設
	医療・福祉施設
	学校等
	大規模小売店等
	市営住宅
	公園
	川・池・水路
	鉄道施設

(2) 公共施設

○ 老朽化が進む公共施設・公営住宅

本地区には、市役所大和支所や図書館分室、大和公民館などの多様な公共施設が立地しています。これらの施設は、市民生活を支える都市機能として一定の役割を担ってきましたが、その多くは建設後40年から50年を経過し、老朽化に伴う更新の時期を迎えており、また、耐震性やバリアフリー対応も不十分な状況となっています。

さらに、JR岩田駅の南西部に位置する市営溝呂井住宅については、一部の建物が耐用年数を経過しており、外壁などの剥離や塗装の劣化が進行しています。

このため、こうした施設の老朽化に伴う維持補修費等の増嵩が懸念されるとともに、今後の建て替えが大きな課題となっています。

また、合併前の施設を再利用していることもあって、既存ストックを有効に活用していないケースが多く見られることから、効率的かつ適正な管理運営が求められています。

○ 都市拠点地区にふさわしい都市機能の充実

一方で、大和地域では、人口減少や少子高齢化の進行が顕著になっており、地域における活力の低下やコミュニティの衰退が懸念されていることから、今後、公共施設を拠点としたコミュニティ活動の推進や地域住民の交流の場づくりなど、都市拠点地区にふさわしい都市機能の充実が求められています。

各施設の現状と課題

公共施設		現況と課題					
光市役所 大和支所	建 築 年	昭和41 年	増改築年	-	改 装 年	平成19 年	
	主要用途	支所、農業委員会事務局等			延床面積	1,495 ㎡	
	本 館	727 ㎡	新 館	636 ㎡	倉 庫	132 ㎡	
	○ 旧大和町役場庁舎を使用しているため、施設規模に比べて利用頻度が低く、有効に活用していない空間が多い。 ○ 平成 19 年度、事務室内の天井・壁の塗装や建具の取替えなどを実施。 ○ 建設後 47 年が経過し、相応の老朽化はしているが、現時点で雨漏りや冷暖設備の故障など、構造的に問題となるところは見られない。ただし、建設年度から判断すると耐震性は低い。 ○ 玄関入口にスロープはあるが、自動ドアはなく、また事務室扉の開閉が重いなど、身体障害者等への配慮がなされていない。 ○ 県道光日積線を拡幅する場合、現在の敷地の一部が道路用地となることが想定される。						
							
大 和 公 民 館	建 築 年	昭和47 年	増改築年	平成19 年	改 装 年	平成17 年	
	主要用途	公民館			延床面積	1,046 ㎡	
	○ 平成 17 年 4 月、旧大和福社会館を改装し、大和公民館として開館。 ○ 平成 19 年度、調理室整備や調理室空調機設置、空調設備改修などを実施。 ○ 平成 21 年 10 月 1 日から、地区選出主事による「自主運営」を開始。 ○ 開催する行事への参加者が減少傾向にあるため、公民館役員に若手を加えるなど運営面での工夫に努めている。 ○ 地域コミュニティ活動をさらに推進するためには、施設面においても、連合自治会をはじめとした地域の各種団体などと連携がとりやすい体制が必要となる。 ○ 施設の老朽化に伴い、修繕費が増加しており、また、背後の法面が広く、草刈にかなりの経費を要している。						
							

公共施設		現況と課題					
図 書 館 大和分室	建 築 年	昭和62年	増改築年	-	改 装 年	平成17年	
	主要用途	図書館分室			延床面積	256 ㎡	
		○ 平成17年4月、旧大和町役場庁舎新館1階の一部を改装し、女性用トイレを整備して、図書館大和分室としてオープン。 ○ 資料点数／19,130点（平成24年度末）、18,581点（23年度末） ○ 貸出点数／27,294点（平成24年度）、22,477点（23年度） ○ 平成24年度の回転率は1.43回で、市立図書館全体（本館と分室）の回転率1.48回に比べてやや低い状況にある。					
消 防 団 大 和 隊 消 防 機 庫	建 築 年	昭和52年	増改築年	-	改 装 年	-	
	主要用途	消防団の消防機庫			延床面積	33 ㎡	
		○ 合併前から引き続いて、旧大和町役場庁舎本館に併設した倉庫1階の一部を利用。 ○ 消防団大和隊は、大和地域すべてを活動区域とする特別編成部隊であり、今後も機能を確保する必要がある。 ○ 1km圏内に、老朽化し手狭な消防団第9分団（岩田）と第10分団（三輪）の消防機庫が立地しているため、今後、施設を含めた機能の再編が課題となっている。 ○ 消防車等の車庫として利用しており、毎月1回機械器具等の点検や、年2回個別訓練を実施している。					







公共施設		現況と課題				
市営溝呂井住宅	建築年	昭和47年	増改築年	昭和48年	改装年	-
	主要用途	市営住宅			延床面積	928㎡
	○ 昭和46年度／簡易耐火平屋建 4戸×1棟＝4戸、 2戸×3棟＝6戸 ○ 昭和47年度／簡易耐火平屋建 2戸×3棟＝6戸、 簡易耐火二階建 2戸×4棟＝8戸 計 24戸 ○ 建物は外壁などの老朽化が進行しており、早い時期での建替えが必要となっているが、現在の敷地が南北に細長く、また敷地内に高低差があり、現地で建替えを行うには、建物の形状や配置などに大きな制約を受ける。このため、コスト面も考慮すると非現地（移転）での建替えが望ましい。 ○ 平成23年度策定の「光市営住宅等長寿命化計画」で、本住宅は「非現地建替」することとし、最優先で取り組む方針を示した。 					
やまとふれあいセンター	建築年	平成12年	増改築年	平成14年	改装年	-
	主要用途	生きがいデイサービス事業等の場			延床面積	166㎡
	○ 平成12年8月に介護予防拠点施設として整備。平成14年2月には、浴室（58.22㎡）を増築した。 ○ 平成18年度に指定管理者制度に移行し、光市社会福祉協議会が管理運営を行っている。 ○ 本施設で「生きがいデイサービス事業」を実施しているが、利用者が年々減少傾向にある。また、浴室は1つのみで、1日1～2人程度が利用している。 					



公共施設		現況と課題				
大和 歴史民俗 資料館	建 築 年	昭和50年	増改築年	-	改 装 年	-
	主要用途	農具などを収蔵している資料館			延床面積	65㎡
	○ 「大和町史」の編纂に向けて、農家生活の歴史調査のため農具等の収集に取り組んでいた頃、地元農家から寄贈された納屋の柱や梁などの部材を活用して、昭和50年6月に「歴史民俗資料館」として開館。 ○ 収蔵品／約500点（農具、生活雑器、古文書、土器、神輿、秤、文書類など） ○ 本施設は、年に1～2回程度、周辺小学校の郷土学習の見学に利用されているが、必要がなければ閉鎖している状態である。					
						
市営バス 車 庫	建 築 年	不明	増改築年	不明	改 装 年	-
	主要用途	市営バスの車庫			延床面積	約75㎡
○ 光市土地開発公社の土地の一部を借用し、市営バスの車庫を設置。 ○ ディーゼル車である現在の市営バスは、排出ガスをクリーン化する後処理（DPF）を行うため、適宜、車庫内で一定時間エンジンをかけたままにする必要がある。なお、今後の車両更新の際には、メンテナンスが容易な車両が望ましい。						
中央公園 (都市公園)	設 置 年	昭和54年	種 別	街区公園	面 積	3,330㎡
	主要施設	広場、動物造形遊具、ブランコ、パーゴラ、水飲み場				
	○ 昭和54年3月に都市公園として供用開始 ○ 公園内には、水飲場やパーゴラ（藤棚）、造形遊具（動物4体）、ブランコを設置しているが、公園を利用している人はあまり見られない。 ○ 半分程度は大和総合病院の駐車場として利用している。					
						



岩田駅周辺地区における主な公共施設

都市施設の整備にあたっての基本的方向

1

都市基盤整備の必要性

(1) 市街地整備事業について

本地区においては、県道光日積線の安全対策が急務になっており、早期の整備が必要です。

しかしながら、県道沿いには店舗や兼用住宅等が立ち並んでいる上、現地の構造上の問題もあることから、県道の拡幅整備や歩道の設置工事などを実施する際には、周辺の建物の多くに移転等が必要となる可能性があります。そうした場合、これまで醸成されてきた商店街のつながりや、地域コミュニティが維持できなくなることが懸念されます。さらに本地区内には、自動車のすれ違いが困難な狭隘な道路も見受けられます。

こうした状況を解消し、良好な市街地を形成する取組みの一つとして、道路や公園など主要な都市基盤と周辺の宅地とを一体的・面的に整備する「市街地整備事業」の実施が考えられます。

(2) 市街地整備事業の手法

市街地整備事業の代表的なものとして、土地区画整理事業が挙げられます。

土地区画整理事業は、居住環境や交通利便性、防災性などの向上を目指し、都市基盤の整備や改善にあわせて、その周辺の宅地等の環境条件や利用価値を高めるために行うもので、公共施設用地だけでなく周辺の宅地等を含めた一定の範囲を対象に、土地の所有を計画的に入れ替え、再配置しながら進めるものです。

こうした特徴を活かし、空洞化の進む地方都市の中心市街地や都市基盤の未熟な木造住宅密集地といった既成市街地の再整備のほか、戦災復興・震災復興に係る整備手法として、土地区画整理事業は全国各地の都市づくりにおいて大きな役割を果たしています。

土地区画整理事業の一般的なメリットとデメリットとして、次のことが考えられます。

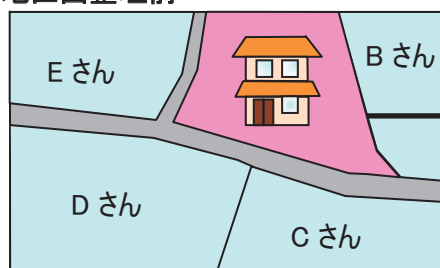
メリット

- 建物が支障となり、他の場所に移転する必要が生じた場合、原則として事業実施の区域内で移転することができる。
- 道路や公園などの都市基盤と宅地とを一体的に整備することにより、道路に接した整形な宅地を整備することができる。

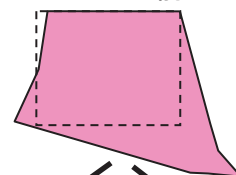
デメリット

- 事業実施の区域が広範囲になるにつれ、関係する権利者が増えることから、合意形成に時間を要し、相当の長い年月を要する（規模にもよるが、通常10年単位）。
- 面的な整備であることから、通常的方式による道路事業であれば影響を受けない土地についても事業実施のために一定の面積を提供してもらうこと（減歩）になり、場合によっては、建物の移転を伴うこともある。
- 移転の必要な建物の数によっては、膨大な事業費が必要となる。

土地区画整理前



Aさんの整理前の宅地



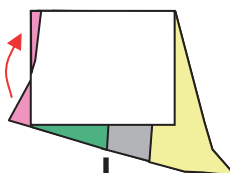
換地

減歩

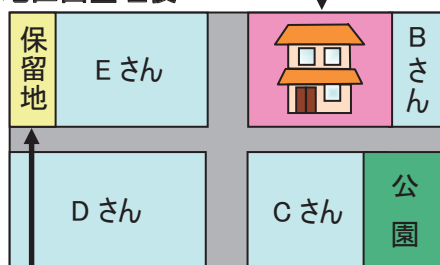
(Aさんの整理後の宅地)



整形化



土地区画整理後



公共減歩
(道路や公園等の用地とします)

保留地減歩
(売却して事業費の一部とします)

(3) 道路事業の実施

都市基盤の整備にあたっては、本地区の住民にとって、最良な手法を選択する必要があります。

市民懇話会などでは、本地区の幹線道路であり小・中学校の通学路にも指定されている県道光日積線の拡幅改良について、多くの要望が寄せられています。

こうした中、県が創設した「コンパクトなまちづくりモデル事業」の「モデル地区」の一つに本地区が選定されたことから、本地区における県道の早期の整備に向けた期待が高まっています。

県道の整備は本地区の喫緊の課題であり、早期の具現化を目指す必要があることから、本地区における都市基盤の整備にあたっては、市街地整備事業によらず、通常の用地取得方式を採用することとします。



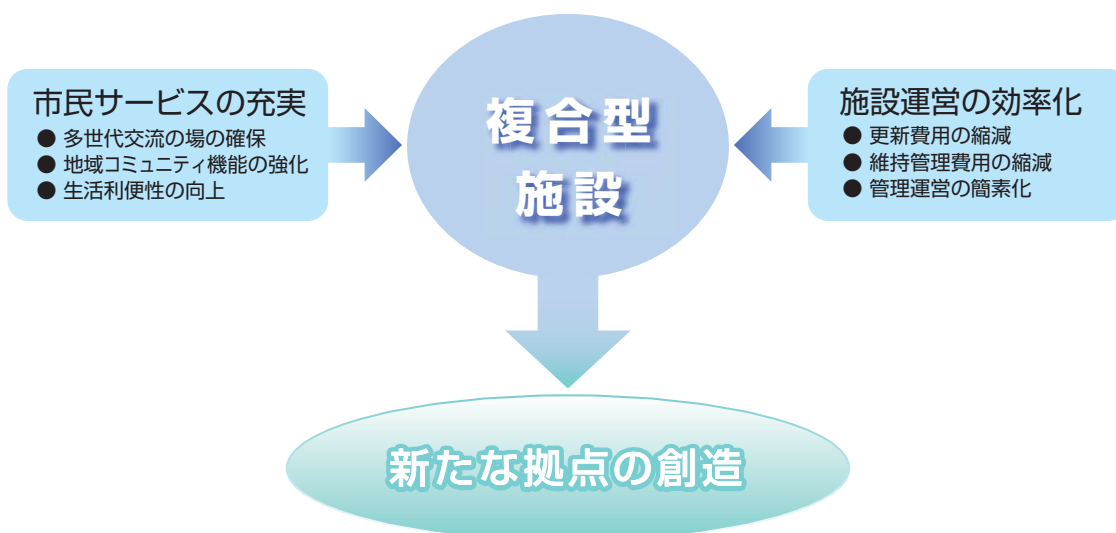
(1) 公共施設の集約化

本地区内には、直径約300メートルのエリア内に近接して複数の公共施設が集積していますが、いずれの施設も老朽化が進み、今後、早い時期での更新が必要となっています。

しかしながら、様々な課題に対応していくには、それぞれの公共施設を単に建て替えるのではなく、公共施設で提供するサービスの質の向上や、市民の地域づくり活動等の活性化に繋げることが重要です。

さらに限られた財源の中で、公共施設の更新や維持管理に要する費用の軽減に向けて、周辺の公共施設を再編し再配置していく必要があります。

このため、「公共施設の再編・再配置」にあたっては、子育て世代や高齢者など多世代の交流の場の確保や地域コミュニティ機能の強化、生活利便性の向上という市民サービスの充実の観点と、更新に要する費用や維持管理費用の縮減、管理運営の簡素化という施設運営の効率化の観点から、様々な施設を一つに集約する「複合型施設」を整備し、本地区における新たな拠点を創造することとします。

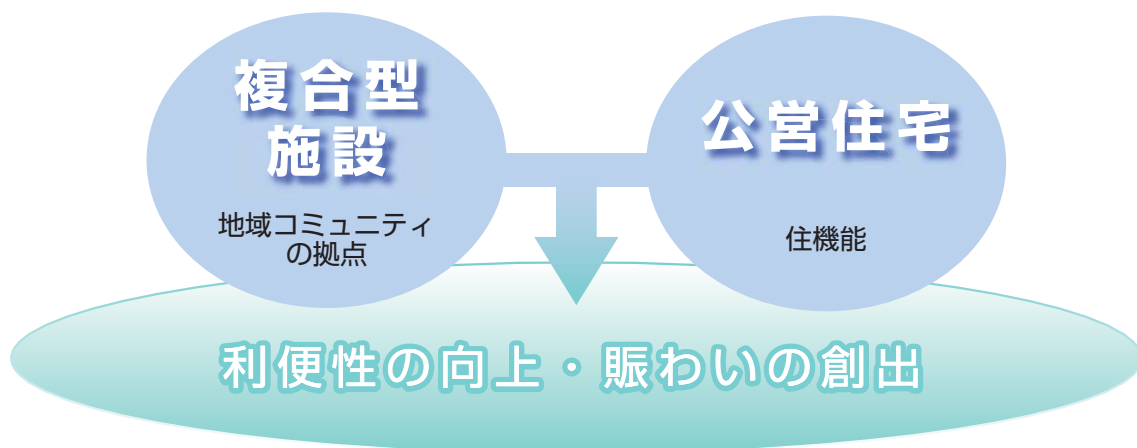


(2) 新たな公営住宅の整備

市営溝呂井住宅は、現在、入居世帯の約半数が高齢世帯であり、今後も高齢化が進行することが予想されます。このため、買物や交通手段の確保など日常生活の利便性はもとより、公共施設の利用や病院への通院などを考慮すると、更新にあたっては一定の利便性が確保できる市街地内での建設が望ましいと考えられます。また、郊外のまとまった住機能を市街地内に移すことにより、比較的若い世代の新たな入居が見込まれ、子育て世代から高齢者までの多様な世代の人々が交流する契機となることも期待されます。

こうしたことから、市営溝呂井住宅を岩田駅周辺地区に移転建替えを図り、本地区に新たな「住機能」を創出することとします。

なお、市民生活の利便性の向上や市街地の賑わい創出の観点から、この公営住宅を地域コミュニティの拠点となる複合型施設の隣接地に配置することとします。



3

都市施設の配置の考え方

都市拠点地区にふさわしい都市機能の充実を図るため、本地区における各種の都市施設の整備にあたっては、新たにまちの核となる複合型施設等の配置にあわせて都市基盤を検討することが重要となります。

このため、まずは複合型施設と公営住宅の配置場所を定め、その配置場所を踏まえて、道路などの都市基盤の配置や整備を検討します。



公共施設の整備

1

新たな公共施設の配置場所

(1) 配置場所の考え方

複合型施設と公営住宅の整備にあたり、これらの配置場所の選定においては、限られた財源や既存ストックの活用の観点から、市所有地の活用を前提とします。

複合型施設は、複数の公共施設を集約するものであり、さらに隣接地に新たな公営住宅を配置することを想定すると、本地区において整備が可能と考えられる一定規模の市所有地として次の3か所があります。

これら3か所を整備候補地として、比較検討を行います。

候補地	面積
①宿泊訓練所跡地	約 2,260 m ²
②大和支所・図書館分室等用地	約 2,770 m ²
③大和公民館・中央公園を含む町民プール跡地周辺地	約 8,770 m ²



(2) 候補地の比較

「①宿泊訓練所跡地」は、他案と比較して本地区の中心部からの利便性が低く、道路のアクセス性に課題が残ります。また、面積が狭いため、公共施設の集約にあたり、制約を伴うことも想定されます。

一方で、新たな施設の整備期間中に現在の施設を仮移転するといった現況への影響や県道拡幅など他事業への影響が最も少ない候補地となっています。

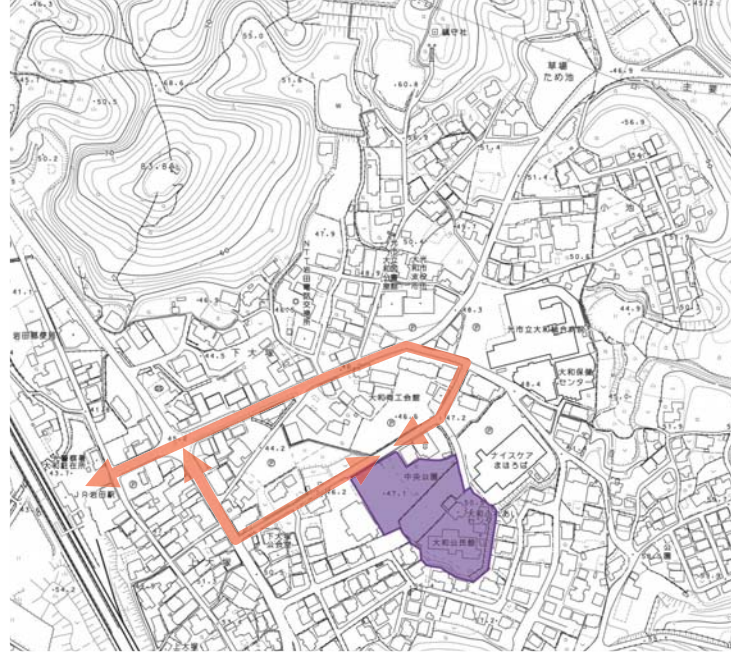
「②大和支所・図書館分室等用地」は、幹線道路沿いに立地しているため、本地区の中心部からの利便性が高く、道路からのアクセス性も高くなっています。

ただし、現在の支所や図書館大和分室の用地を活用するため、公共施設の集約に制約を伴うことが想定されます。また、現在の施設の仮移転等が必要となる可能性があるなど現況への影響とともに、県道拡幅など他事業への影響が大きい候補地となっています。

「③大和公民館・中央公園を含む町民プール跡地周辺地」は、本地区の中心部からの利便性が高いものの幹線道路からのアクセス性がやや劣ります。

ただし、他案と比較して最も面積が広く、公共施設の集約性はかなり高くなります。

公共施設の配置場所の比較

候補地	①宿泊訓練所跡地		②大和支所・図書館分室等用地		③大和公民館・中央公園を含む町民プール跡地周辺地	
位置図						
※利用動線は駅前交差点からのアクセスを想定						
諸元	面積 用途地域等 建ぺい率／容積率	約 2,260 ㎡ 第一種住居地域 60％／200％	面積 用途地域等 建ぺい率／容積率	約 2,770 ㎡ 近隣商業地域、準防火地域 80％／200％	面積 用途地域等 建ぺい率／容積率	約 8,770 ㎡ 近隣商業地域、準防火地域 80％／200％
用地の状況	・ 周辺に民家は少なく、閑静な土地。 ・ 駅前と比較して標高が高い。		・ 周辺に民家があり、日陰等の環境影響を考慮する必要あり。 ・ 駅前と標高は変わらない。		・ 周辺に銀行、歯科、スーパーなどの民間施設が立地。 ・ 敷地内に高低差あり。	
中心部からの利便性	△：他案と比較して、地区の中心部から離れた立地となる。また、駅やバス停からも離れている。		○：地区の中心部に位置し、病院・介護施設に近く、現在の支所等の用地であるため、利便性は変わらない。		○：地区の中心部に位置し、病院・介護施設に近く、現在の公民館等との用地であるため、利便性は変わらない。	
アクセス性	×：アクセス道路の幅員が狭い。また道路から施設の視認性が低い。		○：主要幹線道路沿いに立地しており、アクセス性は高い。		△：主要幹線道路から地区内のアクセス道路を経由してアクセス可能。施設まで複数のアクセス経路を確保できる。	
公共施設の集約性	△：現状の大和支所・図書館分室等の用地より面積が少なくなるため、集約に制約を伴うことが想定される。		△：現状の大和支所・図書館分室等の用地を活用するため、集約に制約を伴うことが想定される。		○：比較案の中で最も面積が広く、公園用地などを活用すれば公共施設の集約性が高い。	
仮移転等現況への影響	○：現在は支所職員の駐車場となっているが、現況への影響が最小限となる。		△：現在は支所、図書館分室等があり、これらの仮移転等が必要と見込まれる。		△：現在は公民館、ふれあいセンター、資料館等があり、移転等が必要と見込まれる。中央公園については、代替地の検討が必要となる。	
道路拡幅事業への影響	○：主要幹線道路沿いではないため、道路拡幅事業への影響は少ない。		×：主要幹線道路沿いに立地しているため、拡幅時には用地の一部が事業用地として活用される可能性が高い。		○：主要幹線道路沿いではないため、道路拡幅事業への影響は少ない。	
総合評価	△		△		○	

(3) 配置場所

候補地の長所、短所や、市民懇話会などでの意見、さらに本地区における「新たな拠点」の創出という見地から総合的に検討した結果、「複合型施設」と「新たな公営住宅」を「大和公民館・中央公園を含む町民プール跡地周辺地」に配置することとします。



2

複合型施設について

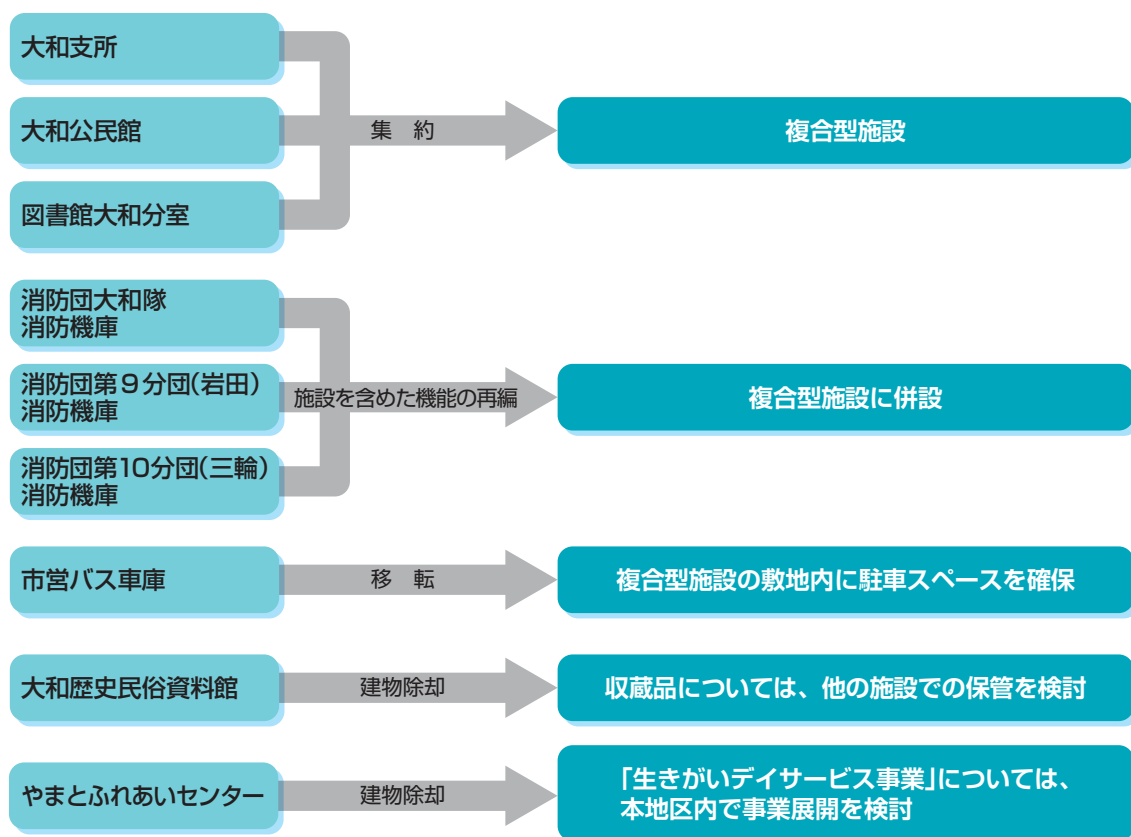
新たな拠点となる複合型施設に導入する機能については、具体的には本計画の策定後、次の段階で検討を進めることとなりますが、各施設の現在の利用実態などを踏まえ、市役所大和支所や大和公民館、図書館大和分室の機能の集約を基本とします。

また、消防団大和隊や消防団第9分団、第10分団のそれぞれの消防機庫は、施設を含めた機能の再編を検討し、複合型施設に併設します。

さらに複合型施設の敷地内に市営バスの駐車スペースを確保します。

なお、複合型施設などを整備する敷地には、現在「大和歴史民俗資料館」がありますが、ほとんど活用されていない状況です。このため、建物は複合型施設の建設に伴い除却することとしますが、収蔵品については、精査の上、他の施設での保管を検討します。

また、同じく敷地内にある「やまとふれあいセンター」についても建物を除却することとしますが、本市が委託により実施している「生きがいデイサービス事業」については、本地区内での事業展開を検討します。



3

公営住宅について

複合型施設と隣接して整備する新たな公営住宅についても、具体的には複合型施設と同様、次の段階で検討を進めることとなりますが、住宅戸数は、現在の溝呂井住宅の24戸を基本とします。また、整備にあたっては、高齢者や障害者など誰もが安心して生活できるよう、スロープによる段差の解消や手すりの設置などのバリアフリー化を推進します。

さらに、市街地への公営住宅整備により、子育て世代から高齢者までの多世代が交流できる場づくりを目指し、県との連携を図りながら、多様な世代に配慮した住宅の提供について、調査研究を進めます。

4

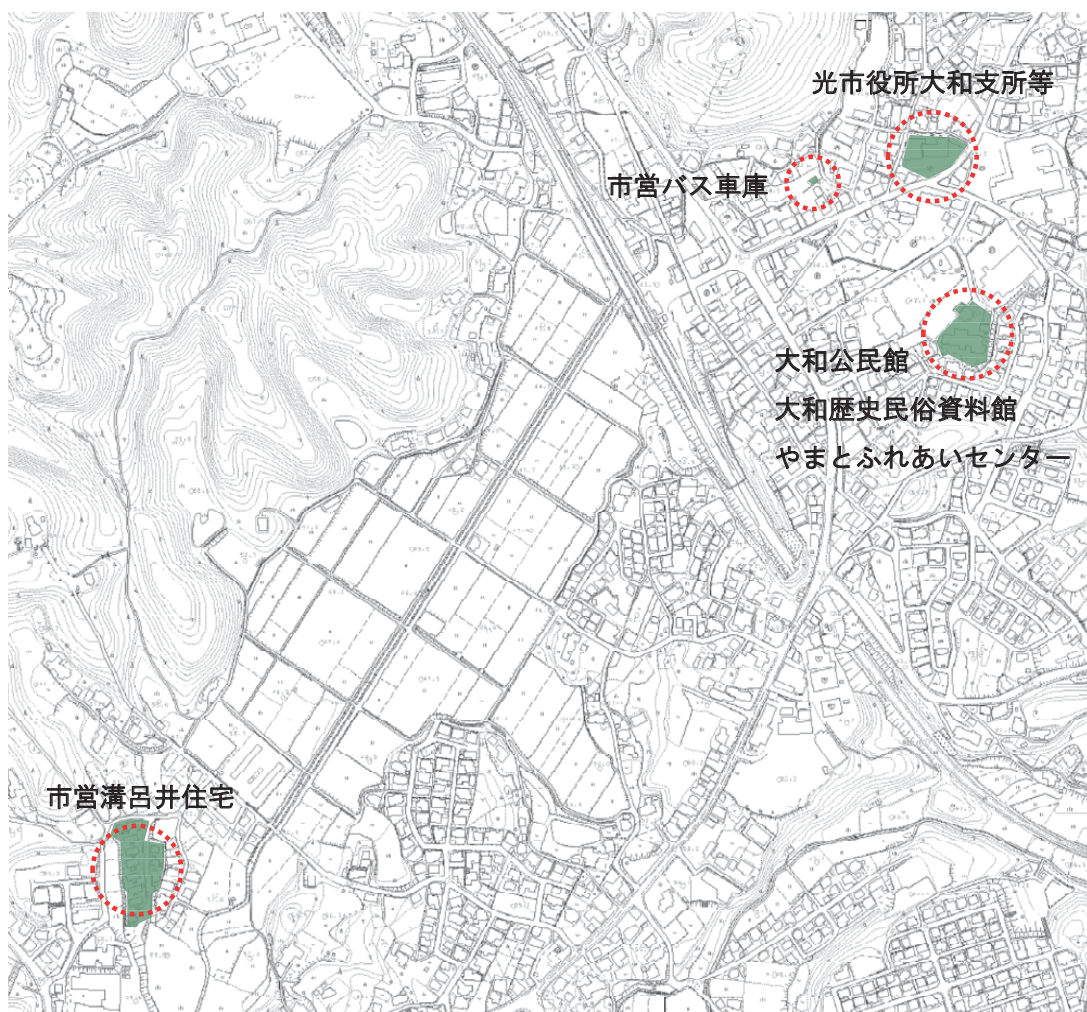
再編・再配置後の現在の施設の取扱い

新たな施設の整備により、従来の施設はそれぞれの役割を終え、用途を失うこととなります。このため、「スクラップアンドビルド」の観点から、新施設の整備後、従来の施設を除却することとします。

除却後の土地については、売却や活用など今後のまちづくりや行政運営に資する効果的な活用を検討します。

現時点で考えられる活用方法は、おおむね次のとおりです。

現在の施設	面積 (㎡)	土地の活用方法
光市役所大和支所等	約 2,770	道路用地又は代替宅地用地
大和公民館	約 8,770	公共施設用地
大和歴史民俗資料館		
やまとふれあいセンター		
市営バス車庫	約 640	道路用地又は代替宅地用地
市営溝呂井住宅	約 4,700	代替宅地用地又は売却



都市基盤の整備

1 道路の整備

道路整備にあたっては、交通安全対策をはじめ、複合型施設や公営住宅へのアクセスや周辺環境に配慮した整備が必要です。

事業実施にあたっては、良好な街区空間の創出を意識し、用地取得の際に変形な残地が生じる場合、隣接地との交換や分筆・合筆などの工夫により整形な宅地となるよう土地利用に努めます。

(1) 幹線道路

県道光日積線、光上関線は、通過自動車の円滑な処理はもとより、本市の拠点地区間をつなぐ道路ネットワークとして、大きな役割を担っています。

また、岩田駅と複合型施設や大和総合病院の間を歩いて移動する際は、県道岩田停車場線と光日積線を経由する動線となることから、歩行者や自転車、そして自動車が、いずれも安全で快適に移動できる空間を創出する必要があります。

こうしたことを踏まえ、まちの骨格にふさわしい道路となるよう、県に早期整備を要望します。

(2) 複合型施設までのアクセス道路

① 基本的な考え方

複合型施設へのアクセスとなる道路は、現在、幅員が4～6 m程度であり、歩車道が分離されていない屈曲した道路です。また、県道との交差点は、変形となっており、見通しが非常に悪く、安全性の面で問題となっています。

このため、主要な幹線である県道光日積線から複合型施設や公営住宅まで、なるべく最短で移動できるアクセス道路の整備を検討します。加えて、歩行者や自転車が安心して通行でき、周辺施設へのアクセスの向上につながる歩道の配置など通行環境の向上について検討します。

なお、県道との交差点部などは、照明施設や歩行者のたまり場など、より交通安全の向上に配慮した整備を検討します。

② 構造等について

アクセス道路については、市街地における街区道路であることにも配慮し、次のような構造等とします。

- 交通の安全性の向上のため、道路交差点における交差角度は、なるべく直角に近いものとし、変形交差点や食違い交差点を設けないこととします。
- 複合型施設、公営住宅のほか、大和総合病院や「ナイスケアまほろば」が立地していることから、高齢者をはじめ、誰もが安心して歩いて移動できるよう歩道と車道の分離を進めます。
- 道路用地の取得が必要となる部分もあることから、必要限度の幅員とします。ただし、自動車のすれ違いが可能な車道幅員を確保します。
- 全ての人にやさしい道路整備に努め、段差の解消などバリアフリー化を推進します。

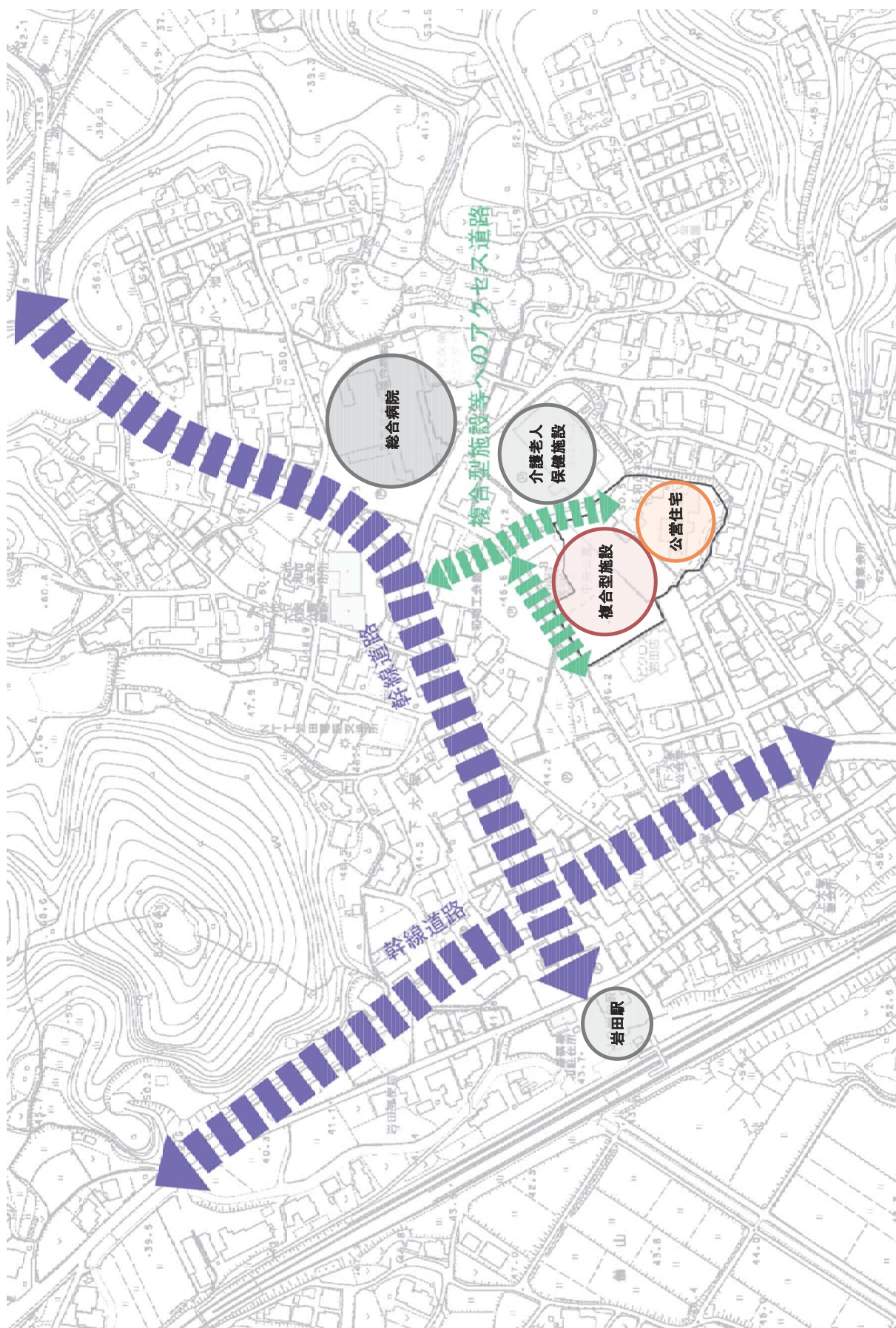
2

都市公園の整備

一般的に市街地における都市公園は、まちなかのオープンスペースであり、子どもから大人まで多くの市民が集い、憩うことのできる公共空間です。また、災害時には、地域住民の避難場所にもなる重要な防災基盤となります。

このため、複合型施設の敷地となる中央公園の代替機能の確保について、検討します。





整備スケジュール

1

整備時期の考え方

(1) 複合型施設・公営住宅

施設整備にあたっては、行政サービスに大きな影響を及ぼすことのないよう、現在の施設を仮移転することなく事業展開することを原則とします。

このため、現在の大和支所や大和公民館等の利用を継続しながら、まずは複合型施設の整備を進めます。

現在の大和支所や大和公民館等については、それぞれの機能を複合型施設に移転後、除却することとし、その後、新たな公営住宅の建設工事に着手します。

(2) 道路

アクセス道路となる市道については、複合型施設周辺における安全かつ円滑な移動動線の確保のため、複合型施設の供用開始にあわせた整備を目指します。

2

概略スケジュール

概略スケジュール

年度		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
複合型施設		基本計画・基本設計						
				実施設計				
公営住宅		基本計画・基本設計						
					実施設計			
都市基盤	県道	工事						
	市道	道路予備設計						
			道路詳細設計					
			用地・補償					
その他				ふれあいセンター除却				
						大和支所除却		
						大和公民館・歴史民俗資料館除却		

整備に要する財源

本計画は、岩田駅周辺地区における様々な課題解決のため、関連する都市施設の整備の方向性を明らかにしたものです。

こうした地域の実情に応じたまちづくりを進めるにあたり、事業費の一部に国の「社会資本整備総合交付金」を充てることができる「都市再生整備計画事業」があります。

「都市再生整備計画事業」は、地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、地域住民の生活の質の向上や地域経済・社会の活性化などを図ることを目的として創設された事業で、都市再生特別措置法に基づき市町村が行うことのできる事業です。従来の個別事業に対する補助金とは異なり、「都市再生整備計画」に対する支援制度であり、地域の創意工夫を反映した総合的な取組みが可能となっており、交付対象となる事業費のおおむね4割を上限に国からの交付金を充てることができます。

限られた財源の中で、効果的かつ効率的な事業進捗を図るため、「都市再生整備計画事業」を活用します。

さらに、公営住宅の整備については、同様に国の交付金を充てる「地域住宅計画に基づく事業」を活用します。

なお、本計画で示した事業のうち、合併時に策定した「新市建設計画」に位置付けられたものについては、その事業費の一部に合併特例債を充てることも想定しています。

事業実施にあたっての取組課題

1

市民との協働による都市づくり

都市基盤の整備を進めるにあたっては、土地所有者をはじめとする地域住民の理解と協力が必要不可欠です。

また、複合型施設は、多くの人に愛され、活用されることで「拠点」の役割を果たすことから、計画段階から市民との対話を通じ、協働によるまちづくりを推進します。

2

民間のノウハウ・活力の導入

行政のスリム化が求められる中、民間にできることは民間に委ねるという考え方に沿って、一層の市民サービスの向上と経費の節減を進めていくことが必要です。

このため、複合型施設や公営住宅の整備にあたっては、民間施設やノウハウ活用の可能性について、調査研究を進めます。

3

県との連携による都市づくりの推進

県が創設した「コンパクトなまちづくりモデル事業」の「モデル地区」の一つに本地区が選定されたことを契機に、県道の拡幅など本地区内のインフラ整備に向け、本市の事業と歩調をあわせた取組みについて、引き続き、県に積極的に要望します。

また、国の交付金の活用や各種制度の情報収集等のため、これまで以上に県との連携を密にします。

4

庁内体制の強化、充実

本地区における「コンパクトなまち」の実現には、インフラ施設や複合型施設といったハード整備だけでなく、地区の強みである医療・福祉施設を活かしたソフト面の充実などが必要です。

このため、これまで以上に庁内における情報の共有化や連絡調整を密にするなど、組織体制を強化する必要があります。

資料編

1

岩田駅周辺都市施設整備市民懇話会設置要綱

平成24年光市告示第128号

(設置)

第1条 岩田駅周辺都市施設整備基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関し、「共創と協働で育む まちづくり」という本市のまちづくりの基本理念を踏まえ、基本計画へ市民の意見を反映させるため、岩田駅周辺都市施設整備市民懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会の所掌事項は、基本計画の策定に関し、意見及び提言を行うこととする。

(構成)

第3条 懇話会は、25人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地元関係者
- (2) 市民活動団体関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 商工業又は観光関連団体関係者
- (5) 公募により選出された者
- (6) その他市長が必要と認める者

3 懇話会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

(設置期間)

第4条 懇話会の設置期間は、基本計画の策定が完了するときまでとする。

2 委員の任期は、懇話会の設置期間とする。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、会長が招集する。

2 懇話会の会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

4 懇話会の会議には、委員のほか必要に応じて会長が認める者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、建設部都市政策課において行う。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年6月25日から施行し、第4条に規定する日をもってその効力を失う。

(会議の招集の特例)

- 2 この告示の施行後、最初の懇話会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

番	氏名	所属等	備考
1	堅 多 敦 之	大和公民館	副会長
2	森 本 齊	〃	
3	小 川 宏	大和地区社会福祉協議会	H24.9～H25.3
	石 本 正 己	〃	H25.4～H26.3
4	岩 竹 辰 雄	下大塚自治会	
5	中 西 健 二	上大塚自治会	
	福 田 雅 之	〃	
	国 光 克 己	〃	
	金 坂 茂 生	〃	
6	杉 尾 啓	儀山自治会	
7	佐 藤 勇	東大塚自治会	
	河 中 義 晴	〃	
	尾 上 紀 男	〃	
8	池 田 信 枝	小池東自治会	
9	林 厚 彦	小池西自治会	
	山 根 勲	〃	
10	寺 崎 益 朗	大和商工会	会長
11	轟 紀 子	〃	
12	梅 本 幸 子	〃	
13	谷 チツ子	〃	
14	原 田 正 二	〃	
15	竹 内 一	岩田地区老人クラブ連合会	
16	松 岡 静 枝	食生活改善推進協議会	
17	山 根 健 一	大和地区子ども会育成連絡協議会	
18	山 本 睦 子	大和中学校PTA	
19	関 永 博 美	介護福祉士	
20	堀 尾 毅	公募	
21	岩 神 幸 二	〃	

3

岩田駅周辺都市施設整備市民懇話会会議開催経過

	開催日	主な内容
第1回	平成24年 9月19日	・委嘱状の交付 ・市民懇話会の開催について ・都市施設整備基本計画の策定について
第2回	12月20日	・市街地整備の手法について（事例紹介） ・公共施設の再編・再配置について（意見聴取）
第3回	平成25年 3月21日	・公共施設の再編・再配置の方向性について ・市街地整備事業について
第4回	9月26日	・公共施設の再編・再配置計画（案）について
第5回	12月18日	・岩田駅周辺都市施設整備基本計画（案）について
第6回	平成26年 3月14日	・岩田駅周辺都市施設整備基本計画（案）について



岩田駅周辺都市施設整備基本計画

発行：山口県光市

編集：光市建設部都市政策課

〒743 - 8501

山口県光市中央六丁目 1 番 1 号

電話（0833）72 - 1400（代表）

<http://www.city.hikari.lg.jp/>
